

# 告示

## 埼玉県告示第千百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 芦ヶ久保地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	横瀬町	同	田端	六一三番三
二	同	同	殿谷戸	六二三番六
三	同	同	同	六二三番六
四	同	同	同	六二三番六
五	同	同	同	六二八番
六	同	同	同	六二四番
七	同	同	同	六六〇番二
八	同	同	同	六三一番一
九	同	同	同	六三六番三
十	同	同	同	六三六番五